

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。

別表研究職給料表の項中「薬事研究センター」の下に「、森林技術センター」を加え、「、森林技術センター」を削り、同表医療職給料表(二)の項中「の各号」を削り、同表福祉職給料表の項を次のように改める。

福祉職給料表	児童福祉施設に勤務する職員で次に掲げるもの (医療職給料表の適用を受ける者を除く。) 一 ことも家庭相談センターに勤務する保育士及び児童指導員 二 精華学院に勤務する児童自立支援専門員及び児童生活支援員 三 藤の木学園に勤務する保育士及び児童指導員
--------	--

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。